

# 報酬額表

行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表

事 件 名	報 酬 額	備 考
<b>相談料</b>		旅費/交通費は実費を別途
面談相談料（1時間）	3,000 円	
日当（1日8時間程度）	20,000 円	
<b>相続・遺言業務</b>		
遺言書の起案及び作成指導	50,000 円～	
公正証書遺言の作成（起案／証人1人分）	90,000 円～	公証人手数料等は別途
相続人の調査（戸籍調査／相続関係説明図作成）	50,000 円～	一括で100,000 円～
相続財産の調査（財産調査／財産目録の作成）	50,000 円～	
遺産分割協議書の作成	50,000 円～	
金融機関の名義変更	20,000 円～	
遺言執行/相続手続代行	200,000 円～	司法書士依頼は別途
<b>建設業許認可</b>		
建設業許可申請（新規・知事許可）	160,000 円～	申請手数料は別途
建設業許可申請（更新・知事許可）	70,000 円～	
建設業許可申請（業種追加）	80,000 円～	
事業年度終了報告書	30,000 円～	
経営事項審査（経営状況分析含む）	90,000 円～	
入札参加資格申請	40,000 円～	
<b>その他許認可</b>		
宅地建物取引業者免許申請（新規・知事）	90,000 円～	申請手数料は別途
宅地建物取引業者免許申請（更新・知事）	60,000 円～	
産業廃棄物処理業許可申請（新規・収集運搬）	120,000 円～	
産業廃棄物処理業許可申請（更新・収集運搬）	90,000 円～	
風俗営業許可申請（1号～3号）	180,000 円～	
飲食店営業許可申請	60,000 円～	
古物商許可申請	50,000 円～	
ドローン飛行許可申請	30,000 円～	

<b>国際業務</b>		
在留資格認定証明書交付申請	100,000 円～	申請手数料は別途
永住許可申請	80,000 円～	
在留期間更新許可申請	40,000 円～	
<b>農地転用</b>		
農地法第 3・4・5 条許可申請	80,000 円～	
買受適格証明願 + 5 条許可申請	160,000 円～	
<b>自動車関係</b>		
自動車登録申請（新規・変更・抹消）	8,000 円～	申請手数料は別途
車庫証明（自動車保管場所証明）	8,000 円～	
<b>会社設立</b>		
株式会社/合同会社/一般社団法人設立 （屋号調査／定款作成）	60,000 円～	司法書士依頼、公証人 手数料等は別途
NPO 法人設立認証申請	120,000 円～	
議事録作成	20,000 円～	
<b>契約書関係</b>		
内容証明郵便作成	30,000 円～	公証人手数料等は 別途
各種契約書作成	30,000 円～	
離婚協議書作成	40,000 円～	
任意成年後見契約に関する手続	100,000 円～	

### その他の事項

- 報酬額は日本行政書士会による報酬額統計の平均報酬額等を基に算出しています。
- 報酬額はあくまでも目安としてご検討ください。業務の難易度等により報酬額が変わる場合がございます。また、一覧に無い案件の報酬額につきましては、別途お見積りさせていただきます。
- 報酬額に消費税は含まれておりません（税抜表示）**。消費税は別途頂戴いたします。印紙代、証紙代金は報酬額に含まれませんので別途加算されます。
- 各許認可申請業務におきまして万一不許可となった場合、着手金、必要最小限の費用を除き、その時点での完了分を返還いたします。
- 最初のご相談の結果、お客様のご要望に添えない場合（法令違反、不許可等）、業務の着手は致しません。許可要件等が整った時点で再検討いたします。
- 原則として報酬は前払い制ですが、着手金として合計額の半額を業務開始時にお支払いいただき、業務完了時に残金をお支払いいただくこともできます。

令和 6 年 8 月

埼玉県行政書士会会員 行政書士 櫻井 聖